

TTCシニアメンバ制度に関する規定

丹沢トレッキングクラブ

1. 目的

地域山岳同好会として今日のTTCの礎を築いたTTC設立時メンバの大半が70歳を迎えたのに鑑み、これらシニアメンバが、今後も末永くTTCに留まって、ご自身のペースに合った山行活動を無理なく継続でき、かつ、これまで培ってきた岳友との篤い絆を一生涯にわたって確かなものにすることが可能な制度として、シニアメンバ制度を創設する。

2. シニアメンバの資格

下記の(1)及び(2)の2条件を満たし、本人がシニアメンバを希望するメンバ。ただし、シニアメンバへの変更は年度当初1回のみとし、年度途中での変更は行わない。

(1) 現役メンバとして（休会期間を除く）5年以上TTCに在籍しているメンバ。

(2) 当該年度の4月1日から翌年3月末日までに満70歳を迎えるメンバ。並びに、現に70歳以上のメンバ。

3. シニアメンバの種類と活動制限事項

シニアメンバは以下の2種類とし、本人の希望により選択できる。

(1) シニアメンバA：これまで通りTTC主催山行に参加する。

(2) シニアメンバB：基本的にTTC主催山行には参加しないが、ゆった～り山行の範疇で実施するハイキングやウォーキング、並びにTTC主催山行として実施するお花見や忘年会等、万一事故が生じた場合であっても、基本的に山岳救助隊やヘリコプターによる救助を要しない場所で実施される行事に限定参加する。

4. 保険・会費等の支払い軽減措置

これまで長年にわたるTTCへの功績に鑑み、遭難対策基金の拠出を免除する。具体的には、

(1) シニアメンバA：会費納入、並びにTTCが加入を義務付けているスポーツ保険、及び山岳遭難捜索保険に加入する義務を負う。

(2) シニアメンバB：会費納入、並びにスポーツ保険に加入する義務を負う。

5. シニアメンバの権利及び義務

本規定の第3条(2)に定める活動制限事項、並びに第4条に定める、会費等の軽減措置事項を除いて、一般現役メンバと同等の権利を有し、義務を負う。

6. ゆった～り山行の企画・運用

主としてシニアメンバ向け山行として企画・実施する「ゆった～り山行」の計画立案・リーダー等はシニアメンバAを中心に担当・実施する。なお、「ゆった～り山行」規定は別に定める。

7. 改廃・その他

本規定の改廃は世話人会での決定を経たのち、総会または例会において、出席者の過半数の賛意により成立する。

8. 附則

本規定は2013年1月19日から運用を開始する。

以上